

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る制度 の特称措置の事 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提 案 事 業 号 等	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府庁
042000	がんばる事 業者を応援 する。公共 工事の発注 地産地消 ジェトロ （地産地消 前入札の解 禁）	地方自治法 第210条、 212条、21 3条、214 条	<p>統計予算主義の原則 第210条 一般計費における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に繰入しなければならない。 （予算の編成及び議決） 第211条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を編成し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。 この際において、普通地方公共団体の長は、前年度予算の執行状況及び前年度予算の執行に要する経費のうち、前年度に 繰り越した額及び当該年度に繰り越す額、その他の前年度に繰り越した額及び当該年度に繰り越す額を明らかにしな なければならない。 第212条 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める事項に関する説明書をおわせて提出しなければ ならない。 （歳入） 第213条 普通地方公共団体の歳入のうち、前年度に繰り越した額及び当該年度に繰り越す額を要するものについては、予算の定め るところにより、その経費の前額及び前額を定め、翌年度に繰り越して使用することができる。 前年度の歳入に繰り越した額及び当該年度に繰り越した額を要するものは、これを繰越金という。 （歳出） 第214条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の理由に基づき年度内にその支出が完了しない見込み のあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。 前年度の歳入に繰り越した額及び当該年度に繰り越した額を要するものは、これを繰越金という。 （歳入歳出執行） 第215条 歳出予算の全部、経費の総額又は経費執行の全部の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共 団体が債務を負担する行為については、予算で歳入歳出執行として定めなければならぬ。</p>		<p>国、地方をあげて、公共工事の発注、施工時期の最適化、標準 化に向けた取組の取り組みを行うことにより、公共工事の効率 化と事業者の経営改善を図る。公共工事発注プロセス （ジェトロ）を提案する。具体的には、工事の発注、施工、検査を 指定契約に集約させる。同時に、さらなる効率化を図るため、工 体制が組めるよう、年度開始前入札の解禁を行う</p>	<p>近時、地方教育投資意識の向上により、国においても道路特定財源が一般財源化の方向にあるなど、公共工事 を取り巻く環境は厳しい。工事の減少傾向に加え、職人気材の不足が相次ぐなど工事の採算性低下も指摘さ れる。地方の小企業を中心に経営が厳格化され、地方経済の停滞も懸念されている。 公共工事を通じた地域活性化は進捗がたがいない。そのため、国、地方の単年度予算主義に起因する公共工事の 採算性を改善し、厳しい経営環境下の事業者を支援したい。すなわち、公共工事の年度集約中という金融両通 指定契約に集約させる。同時に、さらなる効率化を図るため、工体制が組めるよう、年度開始前入札の解禁を行 う。</p>	C		<p>支出負担行為、すなわち支出の原因となる契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところによりお こななければならない（自治法210条の2）。また、普通地方公共団体の会計年度が毎年4月1日から翌年3月 31日（自治法208条）とされており、予算の執行は、年度開始前には行うことができない。 入札を執行し、発注者の決定があった場合には、地方公共団体と発注者との間には、本契約の予約が 成立し、地方公共団体は、法令に定める特約の場合に該当する以外に、発注者と予約契約の発注者業務を 負うこととなることから、入札の執行は、支出負担行為（契約）の一環の手段であり、予算執行に含まれ と解すべきである。 よって、年度末において、翌年度に係る契約その他の行為を行ってはならないことは債務負担行為として議会の議決 を経た場合のほかは、これを行うことはできないものである。</p>	1053030	豊田市	埼玉県	総務省	
042000	社会教育に 関する措置 の拡充への 要望に関する 法律第112 号	地方自治法 第180条の 2、181条 第1号	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号） 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が担担する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行す る。 一 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 三 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 四 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 五 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 七 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 八 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 九 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十一 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十三 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十四 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十五 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十七 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十八 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十九 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。</p>		<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の規定により、市長が「スポーツ・文化に関する事 業」を所管の定めるところにより管理、執行することができるものとされたことである。 本項において、市長が生活がいのある児童、学生を養成するため、自ら自己を養成、さらにはその成 果を評価するという責務に対応できるよう、生涯学習の向上に向け、推進体制の充実に取り組んでいくこと とする。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の規定により、市長が「スポーツ・文化に関する事 業」を所管の定めるところにより管理、執行することができるものとされたことである。 本項において、市長が生活がいのある児童、学生を養成するため、自ら自己を養成、さらにはその成 果を評価するという責務に対応できるよう、生涯学習の向上に向け、推進体制の充実に取り組んでいくこと とする。</p>	F	<p>現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきのがある 場合については、対応を行う。</p>	1061010	大田市	大分県	総務省 文部科学省		
042000	社会教育に 関する措置 の拡充への 要望に関する 法律第112 号	地方自治法 第180条の 2、181条 第1号	<p>地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号） 第百八十八条の八 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編成、教育 課程、教員その他の教職員の配置及び教員職員の身分制度に関する事項を行い、並びに社会教育その他の教育、学習及び 文化に関する事項を管理し、及びこれを執行する。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号） 第二十三条 教育委員会、当該地方公共団体が担担する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行す る。 一 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 三 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 四 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 五 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 七 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 八 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 九 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十一 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十三 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十四 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十五 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十七 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十八 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十九 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。</p>		<p>教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育、文化財保護に関する施設の設定、 管理及び廃止、財産の管理、職員任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教 育、文化財に関する施策を一層推進する。</p>	<p>地方自治法第180条の2（学校に関することを除く） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、 第3号、第10号、第12号、第14号（学校に関することを除く） 文化財保護法、社会教育法、児童福祉法、 文化財保護法、社会教育法、児童福祉法、 教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。</p>	F	<p>現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきのがある 場合については、対応を行う。</p>	1074010	千代田区	東京都	総務省 文部科学省		
042000	文化財保護 に関する措置 の拡充への 要望に関する 法律第112 号	地方自治法 第180条の 2、181条 第1号	<p>地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号） 第百八十八条の八 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編成、教育 課程、教員その他の教職員の配置及び教員職員の身分制度に関する事項を行い、並びに社会教育その他の教育、学習及び 文化に関する事項を管理し、及びこれを執行する。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号） 第二十三条 教育委員会、当該地方公共団体が担担する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行す る。 一 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 三 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 四 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 五 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 七 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 八 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 九 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十一 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十三 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十四 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十五 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十七 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十八 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十九 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。</p>		<p>教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育、文化財保護に関する施設の設定、 管理及び廃止、財産の管理、職員任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教 育、文化財に関する施策を一層推進する。</p>	<p>地方自治法第180条の2（学校に関することを除く） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、 第3号、第10号、第12号、第14号（学校に関することを除く） 文化財保護法、社会教育法、児童福祉法、 文化財保護法、社会教育法、児童福祉法、 教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。</p>	F	<p>現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきのがある 場合については、対応を行う。</p>	1074020	千代田区	東京都	総務省 文部科学省		
042000	地方公務員 の職務等 の改善 に関する 法律第112 号	地方自治法 第180条の 2、181条 第1号	<p>地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号） 第百八十八条の八 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編成、教育 課程、教員その他の教職員の配置及び教員職員の身分制度に関する事項を行い、並びに社会教育その他の教育、学習及び 文化に関する事項を管理し、及びこれを執行する。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号） 第二十三条 教育委員会、当該地方公共団体が担担する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行す る。 一 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 三 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 四 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 五 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 七 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 八 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 九 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十一 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十三 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十四 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十五 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十七 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十八 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十九 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。</p>		<p>現在、高齢者部分休業の取得可能年齢である5歳以上の職員は多くは管理職であり、部分休業によりその 職務を多数の職員が分掌することは困難なこと。また、退職に向けてソフトランディングが知識に伴う諸事 務をこなすこと、取得可能年齢の下限を5歳未満に引き下げることが重要である。 なお、フレックシアンプラックが、地域活性化に貢献することが期待できる。 特に、少子化が進む。新規採用を抑制せざるを得ない事業現場において、フレックシアンプラックが、多様な人材を確保 することが可能である。 また、取得後の職員の事情変更に応じて部分休業の範囲や休業時間の短縮ができるようにするなど、同制度 の弾力的な運用が可能となれば、さらに取得を希望する者が増加することが見込まれる。</p>	C	<p>(1) 新規採用確保のために本制度の特例を検討することは、「ゆるやかな退職」を制度的に担保する という本制度の趣旨に外れるもの。また、「ゆるやかな退職」の趣旨に鑑み、部分休業の範囲や休 業時間の短縮を認めることは困難。 (2) 本制度の目的に鑑み、取得可能年齢の下限を5歳未満に引き下げることがあるが、地方公務員の数増につ いては、各地方公共団体の事情により定められるものである。 (3) 取組においては、本体制より高齢者部分休業が期待されたところであり、休業可能年齢の引き 下げに係る制度的なコスト、人事管理コスト、公認における影響等について見極める必要があるものと思 われる。</p>	1032010	秋田県	秋田県	総務省			

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提 案 番 事 号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府庁
0420302	救命教士による重症 障害患者に 対する吸入 β刺激薬使 用	救命教士 法第44条 救命教士 法施行規則 第21条 通知：救命 教士処置の 範囲につい て	救命教士の処置範囲については、通知にて範囲の定められているとありであるが、要望事項については記載がされており、救命教士が処置することが出来ない。		重症治療中の重症患者時に、直接メディカルコントロール下において、処方されている吸入β刺激薬を救命教士が使用し、病室前における喘息死を防ぐことに寄与する。	本邦における気管支喘息での年間死亡数は、平成17年の人口動態統計によると3188人（男性：1665人、女性：1523人）となっています。人口10万人に対する死亡率は2.5人で、この10年間で半減しているものの、喘息死に遭遇することは稀ではありません。 現在、救急隊、救命教士が重症化した気管支喘息の患者に対して行うことの出来る応急処置は、酸素投与のみにとどまっております。 重症発作時には、救急搬送の振動や騒音のストレス、冬の冷たい外気などで重症気管支喘息患者は容易に心臓機能停止状態に陥ってしまいます。 そこで、患者本人に処方されている吸入β刺激薬の救命教士による使用を提案いたします。 現在、患者本人、または保護者のみが吸入β刺激薬を使用できるようになっておりますが、患者1名のみしか治療にいない場合、救命、救命教士には使用できないのが現状です。 重症発作時には患者本人が自力で吸入を行うだけの体力や思考能力は、もはや期待出来ない状態です。さらに喘息死の約45%が病室前あるいは救急室との報告があります。病室前搬送において救命教士による吸入薬の処方が遅延をれば、確率によって死に至る患者を救済することに非常に有効と考えます。 適切な地域メディカルコントロール体制が整備されていることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思います。	-	-	吸入β刺激薬については、副作用の危険があり、医学的判断を伴うものであり、処方された薬の処方であったも認定は時期尚早と考えられる。	1009030	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会	千葉県		総務省 厚生労働省
0420303	救命教士による心臓 機能停止前の 心肺蘇生 術と輸液につ いて	救命教士 法第44条 救命教士 法施行規則 第21条 通知：救命 教士処置の 範囲につい て	救命教士の処置範囲については、通知にて範囲の定められているとありであるが、要望事項については心臓機能停止状態の患者に対してのみ認められているところであり、心臓機能停止前に処置を行うことは出来ない。		出血性ショックや、明らかな脱水等を呈している患者に対し、 輸液が、 輸液装置により、防ぎ得た死亡の削減に寄与する。	現在、救命教士法では、省令により心臓機能停止状態の患者に対して、医師の指示のもとに定められた医療行為（特定行為）が許されていますが、重症患者に対して心臓機能停止前に心肺蘇生術と輸液を実施することは出来ません。 そこで、救命教士による心臓機能停止前の心肺蘇生術と輸液を提案いたします。 これは、交通事故等の外傷患者や脳中風者、消化管出血等の患者等に有効であると考えられています。特に、交通事故現場等において、患者が出血性ショック状態から停止に陥る前に、救命教士により心肺蘇生術が実施できれば、防ぎ得た死亡（preventable death）の削減に寄与すると考えます。 適切な地域メディカルコントロール体制が整備されていることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思います。	-	-	心臓機能停止前の患者についての心肺蘇生術のための輸液については、患者への侵襲性が低く、その有効性も高いとされている。さらなる検証と、教育体制を整え適切な教育を行った上で、認められるべきと考えられる。	1009040	印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会	千葉県		総務省 厚生労働省